

2016年1月21日

Japan tax alert

EY税理士法人

EU経済・財務相理事会 がBEPS防止のための 草案を公表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

※ 本アラートは、日本のクライアント向けに邦訳した仮訳であり、原本はあくまで英語版となります。ご不明な点がある場合には、[英語版](#)を参照頂きますようお願いいたします。

EU財務理事会であるEU経済・財務相理事会(ECOFIN: Economic and Financial Affairs Council of the European Union)は、経済政策に対する協調的なアプローチを含め、財務及び経済の多数の分野に責任を負っています。

ECOFINは、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)防止のため、2015年12月8日に会合を開き、統合EU指令の可能性を協議した後、12月11日に当該指令の草案を公表しました。

同指令の目的は、EU加盟国がOECDによるBEPS行動計画の提言を、EU加盟国が迅速で一貫した協調的な導入の実施を示すことにあります。その進捗は素早く、同指令が最終決定され、欧州委員会に提示される目標時期は、2016年の初めとなっています。

同草案は過去に提示された草案に続くものであり、過去に提起されなかったいくつかのポイントを追加しています。これには、一律の出国税に関する規定、及び第三国における低税率の配当、利得又は支店利益に対する最低実効法人課税に関する切替条項が含まれます。「切替条項 (Switch over clause)」とは、低税率又は無税の国への配当、利得又は支店利益を受け取った場合の免税扱いを課税及び税額控除のアプローチへ切替えるものです。

指令の詳細

指令案は加盟国が従う必要のある特定の最低基準を定めている一方、税源浸食と利益移転の防止を目的とする国内の規定又は合意に基づく規定の適用を妨げていません。

特に重要な事項は、以下のとおりです。

- ▶ 恒久的施設／代理人の一律の定義(恒久的施設認定の人為的回避に関連する)
- ▶ EBITDAに基づいた一律の利子損金算入否認ルール(支払利子損金算入制限ルール)
- ▶ 第三国で低税率課税となる配当、キャピタルゲイン及び支店利益に対する強制的課税(切替条項及び被支配外国法人)
- ▶ 一律の出国税ルール
- ▶ EU加盟国間及びEU非加盟国との取引に係るハイブリッド事業体によるミスマッチの防止に係るルール

2017年における迅速な対応及び一貫した導入を確実にし、これによりEU加盟国による最低基準の導入を義務付けるため、2016年当初に欧州委員会が公表することが目標となっているようです。

影響

ECOFINは同指令に関してさらなる作業が行われる必要があるとしており、欧州委員会が最終指令を发出することを要請しています。係る最終指令が現行のECOFINの草案と実質的に異なるかどうか、及び異なる場合に最終指令がどのようなものになるかは不明確です。

しかし、現行草案(又は修正草案)による同指令の導入された場合には、多国籍企業への課税に重要な影響を及ぼし、欧州における課税のかつてない変化の引き金を引くことは明らかです。

とりわけ、リバースハイブリッド、EUの持株及び金融会社、並びに支店を伴う幅広いストラクチャーを、これらの提案の文脈においてレビューすることが必要と考えられます。

巻末注

1. 2015年12月10日付EY Global Tax Alert「EU Council adopts directive on exchange of information on tax rulings, agrees on other corporate tax issues」をご参照ください。
2. 14509/15—共通連結法人税課税標準(CCCTB:Common Consolidated Corporate Tax Base)に関する理事会指令案。
3. プレスリリース910/15—法人課税に関する理事会の結論—税源浸食と利益移転。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160121

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp